

# NATO の違法性を検証する

ジョン・スケイルズ・エイブリー

ALAI

2022年2月2日

## ウクライナをめぐる戦争の脅威

ロシアが NATO の東進を恐れるのは当然である。最近では、米国を中心とした NATO 諸国がウクライナに武器を供給している。このような緊張状態が続くと、戦争に発展する恐れがある。そのような事態になれば、世界全体が壊滅的な打撃を受ける。このような背景をもつ、NATO の違法性の問題を検討してみよう。

## 国連憲章への違反

近年、欧州諸国は NATO に加盟することで、国際法、特に国連憲章やニュルンベルク原則に違反して、軍事力によって世界の覇権を得ようとする米国の企ての共犯者になっている。

元国連事務次長のハンス・クリストフ・フォン・スポネック氏は、NATO が今や国連憲章や国際法に違反しているという意見をもっている。彼はそれを次のような言葉で表現している。

「1949 年の北大西洋条約では、国連憲章が（唯一の）拘束力のある法的枠組みである」と宣言されていた。

しかし、1999 年に採用された NATO ドクトリンでは、国連憲章第 51 条に規定された「国連による武力行使の独占」は、もはや前提とされていない。

以前は NATO の守備範囲は欧州-大西洋地域に限定されていたが、(新ドクトリンで) 全世界に拡大された。

国連憲章第 2 条は、「すべての加盟国は、その国際関係において、いかなる国家の領土保全または政治的独立に対する武力による威嚇または使用を慎む」と定めている。

この要件は、第 51 条によって多少和らげられている。

すなわち、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が国際の平和と安全を維持するために必要な措置をとるまでは、個別的または集団的自衛の固有の権利を損なうものではない」と規定されている。

このように、一般的に戦争は国連憲章では違法とされている。武力攻撃に対する自衛は認められているが、それは安全保障理事会が行動を起こすまでの限られた期間に限られている。

国連憲章では、先制攻撃のための戦争や（他国の）体制転換や、いわゆる「民主化」のための戦争、あるいは石油資源の豊富な地域を支配のための戦争での、武力による威嚇や使用を認めていない。

NATO は、そのような違法な目的のための武力による威嚇や使用の当事者となってはならないのだ。

## ニュルンベルク原則への違反

1946 年、国連総会は「**ニュルンベルク法廷の憲章と判決によって認められた国際法の諸原則**」を全会一致で確認した。総会はまた、ニュルンベルク原則を公式化するために国際法委員会を設置した。

その結果作成されたリストのなかの第 6 原則と第 7 原則は、NATO の違法性を考える上で特に重要な原則となっている。

### 第 6 原則

以下に掲げる犯罪は、国際法による犯罪として罰することができる。

#### a 平和に対する罪

(i) 国際条約、協定または保証に違反する侵略戦争または戦争の計画、準備、開始、遂行

(ii) (i)に定めるいかなる行為といえども、これらの行為を遂行するための共同計画または共謀への参加

## **b 戦争犯罪**

戦争法規または慣例の違反には、占領地域の内たると外たるとを問わず、強制労働またはその他いかなる目的であれ、一般住民の殺害、虐待または移送、捕虜または航海中の者の殺害もしくは虐待、人質の殺害、公的または私的財産の略奪、都市村落の理由なき破壊または軍事的必要性によって正当化されない惨害を含むが、これらに限るものではない。

## **c 人道に対する罪**

政治的、人種的、宗教的な理由から、一般住民に対しておこなわれる殺害、絶滅、奴隷化、移送およびその他の迫害が、平和に対する罪または戦争犯罪の遂行中もしくはこれらと関連しておこなわれる場合

## **第七原則**

第六原則に掲げた平和に対する罪、戦争犯罪または人道に対する罪の遂行にかかる共犯は、国際法による犯罪である。

ニュルンベルク裁判で米国の主任検事を務めたロバート・H・ジャクソンは、「したがって、侵略戦争を開始することは、国際犯罪であるだけでなく、最高の国際犯罪であり、他の戦争犯罪とは異なり、それ自体に全体の悪の蓄積が含まれている」と述べている。

## **核不拡散条約への違反**

現在、NATO の核兵器政策は、いくつかの点で核不拡散条約の精神と条文の両方に違反している。現在、ヨーロッパには約 200 発の米国製核兵器があるとみられている。それらが配備されている国の空軍は、米国製核兵器を運搬するための訓練を定期的に受けている。

このような「**核の共有**」と呼ばれる行為は、非核兵器国への核兵器の移転を禁じた NPT 第 1 条と第 2 条に違反している。危機が生じれば NPT は効力を失うとの議論がおこなわれてきたが、条約にはあらゆる状況下でも有効であるわけではないという記述はない。

NPT の第 6 条は、核兵器を保有する国が合理的な期間内に核兵器を廃棄することを義務づけている。NATO の政策は、予見可能な将来において核兵器の使用を継続することを想定した戦略概念によって導かれているため、この条文に違反している」。

核兵器の先制不使用の原則は、長年にわたって非常に重要なセーフガードであったが、さまざまな状況で核兵器の先制使用を容認している現在の NATO の政策は、この原則に違反している。

ヨーロッパは本当にロシアとの破滅的な戦争に引きずり込まなければならないのだろうか。

現在、米国政府は、ウクライナで起きたクーデターに関連して、欧州の NATO 加盟国に攻撃的な作戦に参加させようとしている。欧州はこれを拒否しなければならない。

ロシアとの破滅的な戦争のリスクを冒す米国政府の傲慢さと無謀な無責任さは、ほとんど想像を絶するものであるが、ウクライナへの介入は、米国の長い介入シリーズの一つに過ぎない。

1945 年から現在に至るまで、アメリカは多くの国の内政に軍事的または秘密裏に干渉してきた。

中国 (1945-49 年)、イタリア (1947-48 年)、ギリシャ (1947-49 年)、フィリピン (1946-53 年)、韓国 (1945-53 年)、アルバニア (1949-53 年)、ドイツ (1950 年代)、イラン (1953 年)、グアテマラ (1953-1990 年代)、中東 (1956-58 年)、インドネシア (1957-58 年)、英領ギアナ/グヤーナ (1953-64 年)、ベトナム (1950-73 年)、カンボジア (1955-73 年)、コンゴ/ザイール (1960-65 年)、ブラジル (1961-64 年)、ドミニカ共和国 (1963-66 年)。ドミニカ共和国 (1963-66 年)、キューバ (1959-現在)、インドネシア (1965 年)、チリ (1964-73 年)、ギリシャ (1964-74 年)、東ティモール (1975-現在)、ニカラグア (1978-89 年)、グレナダ (1979-84 年)、リビア (1981-89 年)、パナマ (1989 年)、イラク (1990-現在)、アフガニスタン (1979-92 年)、エルサルバドル (1980-92 年)、ハイチ (1987-94 年)、ユーゴスラビア (1999 年)、アフガニスタン (2001-現在)、シリア (2013-現在)。エジプト (2013 年から現在まで)。

これらの介入のほとんどは、共産主義 (最近ではテロリズム) に対抗するために必要だったと米国民に説明された。

しかしその裏には、米国とその同盟国に有利な政治を続けたいという支配階級の願望があった。また軍産複合体は、社会的・環境活動から金を掠め取るために肥大化した軍事予算を正当化する必要があった。

ヨーロッパの人々は、ロシアへの侵略の狂気に参加することを本当に望んでいるのか。もちろん、そんなことはない。

ヨーロッパの指導者たちはどうか。なぜ彼らは人々の意志に従い、ヨーロッパを米国への束縛から解放しないのだろうか。彼らは賄賂をもらっているのだろうか。それとも、NSA のスパイ活動によって脅迫されているのだろうか。

(以上)